

湯沢町高齢者・障がい者住宅整備事業の流れ

① 申込み準備

【対象者及び対象住宅に該当するか確認して下さい。】

対象者

- ① 湯沢町に住民登録又は外国人登録を行っている方
- ② 次のいずれかに該当する方
 - ・介護保険の「要介護」・「要支援」の認定を受けている方
 - ・身体障害者手帳1・2級又は、療育手帳Aをお持ちの方

※ 対象者の属する世帯員の、前年の収入合計が600万円を超える場合は対象外となります。

対象住宅

- 対象者又はその親族が所有し、現在居住している既存の住宅

② 申込み

【提出していただくもの】

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 所得確認のための同意書
- ④ 住宅改造工事の見積書(様式任意)
- ⑤ 改造する箇所の工事図面(様式任意)

③ 決定通知

交付申請審査の後、補助金交付決定にて町よりお知らせします。

なお、補助金交付決定通知が届いてから工事を開始してください。

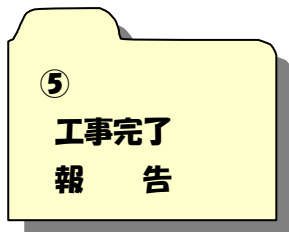
④ 事業実施

事業実施中に変更が生じた場合。

- ① 軽微な変更の場合、届出は不要です。
- ② 事業を中止する場合には速やかに取下げ書を提出してください。
- ③ 内容を変更する場合には、変更交付申請書と変更内容・変更後の額等がわかる書類を提出してください。

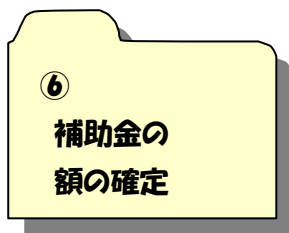
なお、変更により工事額が大幅に増額となる場合には、対応できない場合がありますので、ご注意ください。

裏面へつづく

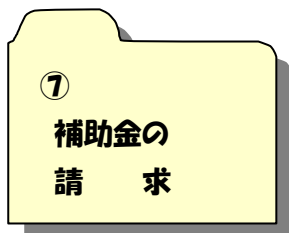


【改造工事完了後に提出していただくもの】

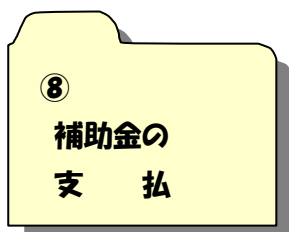
- ① 工事完了届
- ② 当該工事に係る領収書の写し
(工事費用は、一旦全額をお支払いください。)
- ③ 工事前及び工事後の状況を明らかにする写真



町が工事完了届を基に補助金の額を確定し、申請者の方へお知らせします。



申請者は、連絡がありましたら、速やかに補助金請求書を町に提出してください。



町は、補助金請求書を受理した後、補助金を申請者の指定口座に振込みでお支払いします。
(振込口座は申請者名義としてください。)

